



日・イスラエル投資協定



背景

- 対GDP比で世界トップクラスの研究開発費を拠出し続ける技術大国
 - ・対GDP比年平均4%超(2000年～2014年)
- 多国籍企業の研究開発拠点が集積する「中東のシリコンバレー」
- 日本企業によるイスラエル企業の買収、両国企業間の業務提携等が進展
 - ・サイバーセキュリティ、IoT(モノのインターネット)技術に関する分野等



主な内容

二国間の投資を促進し、投資家の権利を保護する法的な枠組みを定める

- ◆ 投資財産の設立段階・設立後の内国民待遇・最恵国待遇【第2条、第3条】
- ◆ 投資財産に対する公正な待遇・十分な保護【第4条】
- ◆ 投資の阻害要因となり得る要求(輸出の要求等)の原則禁止【第6条】
- ◆ 正当な補償等を伴わない収用の禁止【第11条】
- ◆ 投資受入国・相手国投資家間の紛争解決手続【第24条】

- 人口: 858.8万人(2016年)
- 一人あたりGDP: 35,343米ドル(2015年)
- 在留邦人: 1,011人(2015年10月)
- 進出日系企業: 36社(2015年10月)
- 進出分野: 製造業、情報通信業、卸売業・小売業等

(参考)

- イスラエルは、米、EU、カナダ等とFTAを締結し、また、中国、韓国、インド等30か国以上と投資協定を締結済み。(但し、我が国以外との投資協定は全て「保護型」であり、「自由化型」は、今回が初。)
- 2015年5月に交渉を開始。
- 2017年2月に署名(於東京)。

早期締結の必要性

投資環境の透明性、法的安定性、予見可能性が向上

➡我が国からの投資の更なる保護・促進 【経済界からも強い要望あり】